# 不利益処分の処分基準

| | | |
|---|---|---|
| 処分の内容 | | 工事中の建築設備に係る使用禁止、使用制限命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 建築基準法第８７条の４ |
| 所管部課係名 | | まちづくり未来部建築審査課建築審査係 |
| 処分基準 | 関係条項 | 建築基準法第９条第２項から第９項及び第１１項から第１５項<br>建築基準法第９０条の２第１項 |
| | 基準<br>（未設定の場合はその理由） | 未設定（個々の事象に応じて、個別判断をせざるを得ないものであり、具体化することが困難なため） |
| | 参考事項 | |
| | 設定等年月日 | 年　月　日設定（　年　月　日最終変更） |